

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE 2018.01/vol.01

[新春号]

今号のみお人

弁護士

吉山 晋市

Shin-ichi Yoshiyama

【特集】

人生100年時代を生き抜く

【第1回】後見制度

【新連載】

知つ得! 交通事故

【法律コラム】

知らないと怖い法律の話

～痴漢に間違われたら～

【事務所紹介】

大阪事務所 事務局通信

【リガサポ!】

『国民年金制度』について

これらの目標が達成できたかどうか振り返ってみると、まだまだ努力しなければ感じています。翌年の元旦に振り返ったときに、「こんな目標を達成できただ」と言えるように頑張るためにも、マニフェストではありませんが公表するのもいいかもしれませんね。

皆様により充実したリーガルサービスを提供できるようにするためにも自分で定めた目標に対しても貪欲にチャレンジする年にしたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上

LAW
OFFICE



謹賀新年



新年あけましておめでとうございます
皆様が元気で新年を迎えたことと
お慶び申し上げます。

「年の計は元旦にあり」というように今年一年の目標や計画を元旦に立てようという諺がありますが、皆様はどんな目標や計画を立てられていますでしょうか。私も、今年の目標を立てるにあたり、昨年のお正月に(密か)に考えた目標を振り返ってみました。

趣味の旅行に活用すべく英語の勉強を続けよう、ゴルフのスコアを縮めよう、健康のためにお酒の量を控えよう。そして、仕事の面では、企業法務の分野を中心スピーデ感をもつて執務に取り組もう……。

これら目標が達成できたかどうか振り返ってみると、まだまだ努力しなければ感じています。翌年の元旦に振り返ったときに、「こんな目標を達成できただ」と言えるように頑張るためにも、マニフェストではありませんが公表するのもいいかもしれませんね。

皆様により充実したリーガルサービスを提供できるようするためにも自分で定めた目標に対しても貪欲にチャレンジする年にしたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上

「経営者・事業者向けセミナー」のご案内

当事務所では、下記のとおり、経営者様・事業者様向けのセミナーを開催予定です。企業法務に積極的に取り組む弁護士が、労務問題について分かりやすくご説明いたします。費用は、各回2,000円となります。顧問企業様は無料とさせていただきます。セミナー後には懇親会も予定しております(参加費お1人様3,000円)。事前予約制になりますので、お気軽にお問合せください(0120-7867-30)。

日 時	テー マ	講 師	場 所
2/16(金) 17時~19時	問題社員対応	弁護士 吉山 晋市	みお 大阪事務所
4/16(月) 17時~19時	残業代請求対策	弁護士 小川 弘恵	みお 大阪事務所



編集後記 新年あけましておめでとうございます 弁護士 田村 由起

皆さま、新年あけましておめでとうございます! 本年もどうぞよろしくお願いいたします。さて、事務所創立15周年記念して創刊したMIO PRESSですが、今号からいよいよ皆さまに記事をお届けさせていただきます。読んでいただき方にとて、どのような情報が役立つだろうか、読みやすい文体やレイアウトにするにはどうしたらいいのか、今まで考えたことのないことが多い『紙面づくり』に戸惑いながらも、楽しさを覚え始めています。

編集長に就任してからは、街でふとリーフレットが目に留まり、手に取ることも増えました。独りよがりな一方通行の情報提供になってしまわないか、という点が一番の心配事です。そこで、ぜひ、MIO PRESSのご意見・ご感想をお寄せください。巻末のはがきに必要事項をご記入いただき、切手を貼らずにそのまま投函してください。皆さまからたくさんのお声をいただくことを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。



※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 ノースゲートビル オフィスタワー14階

大阪弁護士会所属 代表弁護士/澤田有紀・伊藤勝彦

〈業務分野〉交通事故／遺産相続／離婚問題／債務整理／顧問契約・会社法務／その他

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501

大阪市北区梅田3丁目1番3号

ノースゲートビル オフィスタワー14階

TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056

執務時間:月～金曜日/ 9:00～20:00

土曜日/ 10:00～18:00

受付時間:月～土曜日/ 9:00～17:30

お問い合わせ・ご相談は



0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土)/ 9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料] みお 法律



京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216

京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町

735-1 京阪京都ビル4階

TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911

執務時間:月～土曜日/ 9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086

神戸市中央区磯上通8丁目3番10号

井門三宮ビル10階

TEL:078-242-3041 FAX:078-242-3042

執務時間:月～土曜日/ 9:30～18:00

セミナー参加 お申込みはがき

右のはがきに必要事項をご記入の上お申し込みをいただいた方には、読者特典として、30分の無料個別相談をお付けいたします(通常30分5,400円)。お申し込みいただいた方には、後日、当事務所からご予約の可否をご連絡させていただきます。万一、当事務所からのご連絡がない場合には、お手数ですがお問合せください。

郵便番号
530-8790
164
キリトリ線

料金受取人払郵便
大阪北局 諸承
2632
切手をはらすに
印

差出有効期間
2019年12月
31日まで
切手をはらすに
印

弁護士法人みお総合法律事務所 行

ご参加希望セミナーのご都合の良い日程に✓チェックでお答えください。
●おひとり様セミナー □1/25(木) □2/15(木) □3/8(木)
●遺言書作成セミナー □1/29(月) □2/22(木) □3/22(木)
●相続対策セミナー □1/18(木) □2/8(木) □3/14(水)

フリガナ
お名前
住所
ご連絡先



また、「任意後見制度」では、本人に十分な判断能力が備わっている間に、将来的に判断能力が不十分となった場合に備え、自ら、後見人となる人を選んで、その人に法律行為の代理権を与える契約を結んでおく制度です。将来、本人の判断能力が不十分になった際には、あらかじめ選任しておいた後見人候補者等が裁判所に申し立て、裁判所が後見人を監督する「後見監督人」を選任することで、任意後見が開始されます。この契約を「任意後見契約」といい、契約を結ぶには、公証人の作成する公正証書が必要となります。

両制度のもつとも大きな違いは、「法定後見制度」では、判断能力が不十分になつた後に、自分の意思とは全く関係のない、見ず知らずの人が後見人等になると、「任意後見制度」は今まだ元気なうちに、自分が信頼でき、後見人になつてほしい人をあらかじめ決めておけることです。

一方、「任意後見制度」は、本人に十分な判断能力が備わっている間に、将来的に判断能力が不十分となつた場合に備え、自ら、後見人となる人を選んで、その人に法律行為の代理権を与える契約を結んでおく制度です。将来、本人の判断能力が不十分になった際には、あらかじめ選任しておいた後見人候補者等が裁判所に申し立て、裁判所が後見人を監督する「後見監督人」を選任することで、任意後見が開始されます。この契約を「任意後見契約」とい、契約を結ぶには、公証人の作成する公正証書が必要となります。

両制度のもつとも大きな違いは、「法定後見制度」では、判断能力が不十分になつた後に、自分の意思とは全く関係のない、見ず知らずの人が後見人等になると、「任意後見制度」は今まだ元気なうちに、自分が信頼でき、後見人になつてほしい人をあらかじめ決めておけることです。

【図】「法定後見制度」一覧表

認知症や障害の状態	後 見	保 佐	補 助
重度	中程度	軽度	
判断の可否	まったくできない	著しく不十分	一人では不十分
支援される方	被後見人	被保佐人	被補助人
支援する方	成年後見人	保佐人	補助人
支援する人の権限	あらゆる法律行為を代理できる	重要な法律行為を代理できる	特定の法律行為を代理できる
申立が出来る方	本人、配偶者、四親等以内の親族、市区町村長など		



【第1回】「後見制度」

【第2回】「信託」

【第3回】「遺言」

特集 人生100年時代を生き抜く【全3回】

【第1回】「後見制度」



弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

また、「任意後見制度」では、本人に十分な判断能力が備わっている間に、将来的に判断能力が不十分となつた場合に備え、自ら、後見人となる人を選んで、その人に法律行為の代理権を与える契約を結んでおく制度です。将来、本人の判断能力が不十分になった際には、あらかじめ選任しておいた後見人候補者等が裁判所に申し立て、裁判所が後見人を監督する「後見監督人」を選任することで、任意後見が開始されます。この契約を「任意後見契約」とい、契約を結ぶには、公証人の作成する公正証書が必要となります。

両制度のもつとも大きな違いは、「法定後見制度」では、判断能力が不十分になつた後に、自分の意思とは全く関係のない、見ず知らずの人が後見人等になると、「任意後見制度」は今まだ元気なうちに、自分が信頼でき、後見人になつてほしい人をあらかじめ決めておけることです。

無料セミナーのご案内

本特集でご紹介した『後見制度』の利用方法や遺言書の活用方法などを弁護士がわかりやすくご説明させていただきます。タイトルは『おひとり様』とついていますが、老後の生活に不安をお持ちの方にはお役に立つ内容となっていますので、本特集記事をお読みいただき、ご興味を持たれた方はどなたでもご参加いただけます。**無料・事前予約制**となりますので、お気軽にお問合せください。

●おひとり様セミナー

日程 1/25(木)・2/15(木)・3/8(木)

時間 [各日]午前11時～12時

場所 みお総合法律事務所 大阪事務所



他にも、遺言書の書き方などをご説明する『遺言書作成セミナー』や、遺産を受け取る方を対象にした『相続対策セミナー』なども開催予定です。いずれも**無料・事前予約制**となります。

●遺言書作成セミナー

日程 1/29(月)・2/22(木)・3/22(木)

時間 [各日]午前11時～12時

場所 みお総合法律事務所 大阪事務所

本誌巻末のはがきに必要事項をご記入の上お申し込みをいただいた方には、**読者特典として、30分の無料個別相談**をお付けいたします(通常30分5,400円)。お申し込みいただいた方には、後日、当事務所からご予約の可否をご連絡させていただきます。万一、当事務所からのご連絡がない場合には、お手数ですがお問合せください。

厚生労働省が2017年9月に発表した調査によると、100歳以上の高齢者が全国で6万7824人(うち、女性は5万9627人)に上り、この20年間で約6・7倍も増え、過去最多の記録になりました。また、平均寿命そのものも、男性は80・75歳、女性は86・9歳と、年々伸びており、今はまさに、「人生100年時代」。シニアライフを元気にエンジョイされている方も多くいらっしゃいます。

一方、高齢化に伴つて年々増加し注目されているのが「認知症」です。厚労省の発表によれば、認知症の患者数は2012年時点で462万人と推計されており、2025年には700万人を超える予想とのことです。これは、65歳の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算となります。

認知症に伴つ問題

認知症の症状が進行すると、自分の身の回りに関する事や財産の管理ができなくなつて、思わぬ事故を起しおたり、犯罪に巻き込まれたり、あるいは内容をよく理解しないまま自分に不利な契約をして被害に遭いややすくなるなど、安全・安心な日常生活を送ることが難しくなります。

後見制度

このような問題に対応するため、「後見制度」という制度が法律で定められています。「後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

「法定後見制度」は、本人の判断能力が不十分となつたとき、その判断能力の程度に応じて、①後見、②保佐、③補助の3つに分けられており、【図】、本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てることにより、家庭裁判所が適任と思われる成年後見人(あるいは保佐人、補助人)を選任します。

現代を取り巻く状況

最近では、高齢で一人暮らしをされている方も増えていることから、先々、自分が認知症になつたらどうしようという不安を抱えている方も少なくありません。

また、認知症になると、困るのは本人だけではありません。本人を支える家族にも影響が及びます。例えば、本人のために入所できる施設を見つけたものの、そのための費用を本人の預貯金から工面しようとしても、金融機関は、本人確認ができないことを理由に、本人以外の人による預貯金の引き出し、解約を認めてくれません。そのため、事前に費用を手元に準備していなかつた場合は、家族ら本人を支える人がその費用を負担せざるをえなくなつてしまうのです。

8年ほど前から、ひょんなことからラジオ番組に出演することになり、毎週、土曜日の朝6時45分からABCラジオ(AM1008kHz)の「おーそれみーお」という番組でパーソナリティの高野あさおさんと掛け合いで話をしています。ラジオで話す内容は、生活中で、知らないと損をする法律の話が中心で、交通事故にあったらとか、借金、離婚の問題、相続や遺言など個人の方の法律問題で、弁護士がお役にたてることをお話ししています。ラジオの聴取率は2%前後ですが、それでも1回の放送で10万人以上の方の耳に届いていると思うと、あまりざっくばらんな話でもございませんが、本誌は、当事務所ご縁のあった方限定のお話なので、ラジオではちょっと話しつづいて知らないと怖い法律の話を書いていきたいと思います。

今回は、最近よく話題になっている「痴漢に間違われた時の対処方法」をお伝えしたいと思います。痴漢に疑われたら逃げたほうがよいという思い込みから線路に入つて逃げたとか、追いかけられて転落して亡くなつたという痛ましい事件もありました。その場で弁護士に相談できる「弁護士保険」が売り出されるなど、話題になっています。



知らないと怖い法律の話 ～痴漢に間違われたら～

代表弁護士 澤田 有紀
Aki Sawada



満員電車の中の痴漢では、被害事実や犯人の特定について物的証拠などの客観的証拠が得られにくく、被害者の話が唯一の証拠である場合も多く、被害者の話が一貫していて、具体的で迫真性があれば、被害者の言い分が認めら



この前、テレビのバラエティ番組「行

れる傾向にあります。したがつて、「この人、痴漢です!」という事態になつてしまふと大ピンチです。
大ピンチに陥つてしまつた以上、ダメージを最小限にしなければなりません。一番のリスクは、いつのまにか逮捕されて痴漢を認めるか、起訴されるまで留置場に入れられてしまうことです。

この手続きにのつてしまふと、最大23日間留置場から出られません。会社にも知られてしまい社会的な信用を失つてしまします。

したがつて、まずは逮捕されないようにななければなりません。ここでいう逮捕は「現行犯逮捕」です。現行犯逮捕は警察官でなくとも被害者や目撃者など

一般の人でもできます。要するに、被害者にこの人犯人ですと捕まえられて、駅員から警察官に引き渡されてしまうと、現行犯逮捕となります。

そうならないためには、駅長室についていかないことが大切です。その場で、目撃者がいないか大声で周囲にアピールして後日のために証拠を確保するともに、逃げるのではなく、騒ぎでかけつけた駅員に連絡先を明らかにし、その場を早く離れることが大切です。その上で、お手元の「なやむなみおカード」をご利用いただき、当事務所にご連絡いただければ、適切に対応させていただきます。

警察事故で届出をしても、特に問題が生じないこともあります。しかし、物損交通事故とした場合、加害者の保険会社から治療費が支払われない可能性があります。また、警察が事故の状況を詳しく記録してくれませんので、事故状況・過失割合で争いが生じやすくなってしまいます。
したがつて、実際に怪我をしているのであれば、物損事故ではなく、人身事故として届け出るようにして下さい。

交通事故に遭つたらどうしたらいの? 疑問は次々出てくるところですが、紙面の関係で次号に続きます。



身の回りで関わる、知って得する法律の話。 交通事故

今回から本連載を担当する弁護士の羽賀です。当事務所で解決した交通事故案件の紹介をしていきたいと思います。今回からしばらくの間は、事例を基にしたQ&A形式で解説をしていきます。



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

事故に関するQ&Aや、実際に当事務所で解決した交通事故案件の紹介をしていきたいと思います。今回からしばらくの間は、事例を基にしたQ&A形式で解説をしていきます。

今回から本連載を担当する弁護士の羽賀です。当事務所で解決した交通事故案件の紹介をしていきたいと思います。今回からしばらくの間は、事例を基にしたQ&A形式で解説をしていきます。

今回から本連載を担当する弁護士の羽賀です。当事務所で解決した交通事故案件の紹介をしていきたいと思います。今回からしばらくの間は、事例を基にしたQ&A形式で解説をしていきます。

Q.1

病院から、交通事故なので、治療費も加害者の保険会社に請求しておくと言わされました。その通りしてもらって問題ないですか。

A.1

被害者の方に過失がなく、治療費もそれほどかからないのであれば、病院から保険会社に請求しておいてもらつても問題が生じることはほとんどありません。

ただ、被害者の方に過失がある場合や、治療費が高額になりそうな場合は、健康保険などを使った方がいいと言えます。

保険などを使った方がいいと言えます。

被災者の方に過失がなく、治療費もそれほどかからないのであれば、病院から保険会社に請求しておいてもらつても問題が生じることはほとんどありません。

ただ、被害者の方に過失がある場合や、治療費が高額なりそうな場合は、健康保険などを使った方がいいと言えます。

保険などを使った方がいいと言えます。

被災者の方に過失がなく、治療費もそれほどかからないのであれば、病院から保険会社に請求しておいてもらつても問題が生じることはほとんどありません。

ただ、被害者の方に過失がある場合や、治療費が高額なりそうな場合は、健康保険などを使った方がいいと言えます。

保険などを使った方がいいと言えます。

被災者の方に過失がなく、治療費もそれほどかからないのであれば、病院から保険会社に請求しておいてもらつても問題が生じることはほとんどありません。

ただ、被害者の方に過失がある場合や、治療費が高額なりそうな場合は、健康保険などを使った方がいいと言えます。

保険などを使った方がいいと言えます。



リガサポ! (リーガル サポート インフォメーション) 『国民年金制度』について

社会保険労務士 松山 恒子

Kyoko Matsuyama



当事務所には、弁護士の他にも様々な専門家が在籍し、弁護士と共にご依頼者様の抱えている問題の解決に向けたリーガルサポートをさせていただいています。そこで、本誌でも、弁護士とはまた違った視点からの情報提供ができるべと思い、「リガサポ!」という連載をスタートいたします。

今回は社会保険労務士の松山が、皆様が必ず関わられるであろう「国民年金制度」について少しお話したいと思います。日本の国民年金は、ご自身が納めた保険料を原資として給付される『積立方式』ではなく、その時々の現役世代が納付する保険料を原資として給付される『賦課方式』が採用されています。よく自分が納めた金額そのままが貢えないから損だ!』というお話を聞きますが、実はこの『賦課方式』は『積立方式』よりも対応しやすくなるのです。

日本のお公的年金制度は今回お話し物価で生活している現役世代の納める保険料を原資にするため、極端な物価の対応)をしてもらうことは困難です。これに対して『賦課方式』は、その時々の物価で生活している現役世代の納める保険料を原資にするため、極端な物価の上昇にも対応しやすくなるのです。

日本のお公的年金制度は今回お話し物価で生活している現役世代の納める保険料を原資にするため、極端な物価の上昇にも対応しやすくなるのです。

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

予告

司法書士 吾郷が担当します。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で15名様に

「みお総合法律事務所」創立15周年

オリジナルクオカードをプレゼント

いたします。



抽選で
15名様に
プレゼント

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 今号のみお人(表紙)
- 知つ得! 交通事故
- 事務所紹介
- 事務局通信
- リガサポ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故
- 相続問題
- 離婚問題
- 借金問題
- 労働問題
- 刑事事件
- 企業法務
- 不動産問題
- 男女問題
- その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃疑問に思う法律問題など



事務所紹介

大阪事務所

OSAKA OFFICE

法律事務所のイメージが変わる、ご来所いただきやすい開放的な空間です。プライバシーの保護も万全な相談スペースのほか、大人数収容可能なセミナールームもご用意しています。お気軽にご来所ください。



本誌に、事務局からの「コーナー」をいただく事となり、今後、事務局からの言をリレー方式でお伝えしていくことといたします。初回は、シニアマネージャーの峯野から、事務局が、日々どのような業務をしているかをご紹介させていただきます。

私たちは、日々の弁護士との依頼者の間の潤滑油的存在であれば、いつ思ひで、業務しております。何か困ったじや、トラブルが起きたとき、不安でござせば、恐る恐る弁護士事務所のドアを叩くのもとても勇気がいる事だと思います。そんなど相談者様が、安心して、「みお」に依頼いただき、解決にいたるまで、弁護士の業務が最善の状態で遂行できるよう、全力でサポートさせていただきます。

「みお」では、各弁護士に「担当秘書」が、各事件に「担当事務」がついております。事件解決時に、「みお」に頼んでよかったです」と感謝のお言葉をいただけます。私たちも日々やりがいを持つて業務にあたらせていただけております。

平成29年11月より、「成さんみお」に聞く「みお」が始まりました。俳優の平泉成さんからのB型肝炎給付金請求制度についての質問で、弁護士がお答えします。平成29年10月に収録がおこなわれました。私も一緒にさせていただきましたが、平泉成さん、とても気さくな方で、楽しそう収録させていただきました。

ラジオCM、
はじまりであります!

リレーコラム
事務局通信
シニアマネージャー 峯野

